

(お知らせ情報)

罰則等の強化のお知らせ

近年の悪質な密漁の発生状況を踏まえ、平成30年の漁業法改正において、大幅に罰則が強化されました。
(令和2年12月施行)

(主な変更点)

特定水産動植物の採捕禁止違反、密漁品流通を新設

特定水産動植物の採捕

罰則：3年以下の懲役又は3000万円以下の罰金

対象行為：許可、漁業権等に基づかずに特定水産動植物(シラスウナギ*、アワビ、ナマコ)を採捕

*シラスウナギについては、3年の猶予期間

密漁品の流通

罰則：3年以下の懲役又は3,000万円以下の罰金

対象行為：密漁した特定水産動植物又はその製品を、情を知って運搬、取得、処分の媒介・あつせん

詳しくは水産庁HPをご確認ください。<https://www.jfa.maff.go.jp/j/enoki/mitsuryotaisaku.html>

漁業法改正に伴い、長崎県漁業調整規則も令和2年12月に改正されました。

長崎県漁業調整規則は、県のホームページー長崎県庁の案内(条例・規則のサイトへ)ー長崎県例規集ー第9編水産ー第2章漁業調整ー第1節漁業調整 に掲載されています。